

那珂市議会菅谷地内旧歯科ビル及び 土地の寄附に関する調査特別委員会記録

開催日時 平成29年12月25日（月）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員	委員長	綿引 孝光	副委員長	古川 洋一
	委員	大和田和男	委員	富山 豪
	〃	花島 進	〃	筒井かよ子
	〃	寺門 厚	〃	小宅 清史
	〃	木野 広宣	〃	萩谷 俊行
	〃	勝村 晃夫	〃	笹島 猛
	〃	助川 則夫	〃	君嶋 寿男
	〃	遠藤 実	〃	福田 耕四郎

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺山 修一	次 長	清水 貴
次長補佐	横山 明子		

会議に付した事件と結果概要

菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会の進め方について
結果：証人の出頭要請、建物耐震調査の依頼について決定

議事の経過概要（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前9時59分）

委員長 おはようございます。

それではただいまより、菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会を開催いたします。

きょう突然、この12月の年末の忙しい中お集まりいただきましたのは、この案件は昨年の9月の定例会以降ということで、もう1年以上が経過しておりますので、できるだけ早目に結論を出したいという思いで、早目に結論を出すためには、スタートを早くしたほうがよろしいかということで、きょうのご参集を賜ったわけでございます。どうぞよろしくお願いたします。

それから、今回のこの集まりに関しましては、中崎議長の許可をちょうだいしてございます。ご報告を申し上げます。

それでは、開会前にご連絡をいたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。

会議内での発言に際しましては、必ずマイクを使用してください。

携帯電話をお持ちの方は必ず電源をお切りいただくかマナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は16名であります。欠席委員はございません。

定足数に達しておりますので、これより、菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会を開催いたします。

職務のため、議会事務局職員が出席しております。

なお、所用のため議長は出席しておりません。

これより議事に入ります。

菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会の進め方についてを議題といたします。

調査委員会の今後の進め方については、全委員で協議してもなかなか決まらないと思いますので、正副委員長である程度詰めてまいりましたので、皆様に配付いたしました、100条委員会での調査事項（案）の内容について説明をさせていただきます。

1、寄附行為の概要を把握（事実確認）ということで、①次回の日程につきましては、平成30年1月17日水曜日の臨時会終了後を予定したいと思います。

②関係者（相続人3名及び1名の代理人）に対する1月17日の出頭要請を年内に郵送、配達証明をつけるということで発送したいと思っております。

③委員会での質問事項。

まず対関係者ということで、a代表質問、これはとりあえず代表者を決めて、代表者が質問をするという形にしてはどうかと思っております。

内容に関しましては、これまでの経緯の確認、市が提出、答弁してきた内容に相違がないかどうか、それとこれまでの経緯の中で、市や市議会に主張したいことはないか。

最後に、固定資産税の納付状況についても質問したいと思っております。

bといたしまして、この代表質問の後、答弁後に各自からの関連質問ということで、皆さんからの質問を受けたいと思います。

あと執行部との再質疑応答ということで、これに関しましても必要があれば行ってきたいと考えております。

2番、建物を解体する根拠の確認。

①議会独自で調査ができない（議会に執行権がない）ため、市執行部に建物の客観的な危険度調査を要請いたします。

②この調査に関して、業者の選定方法を確認し、回答期限を設定する。

③調査結果に対して、その後の対応について。

④執行部が調査をしない場合の対処について。

あと次の3番と4番であります。これに関しましては、きょうここまで話が至れば良いと思うんですが、もし、時間が足りない場合には、次回の検討ということでもいいのか

なというふうに考えております。

3番、寄附要項の制定を提案。

那珂市には現在、寄附要項が制定されておられませんので、市に寄附に関する規程がないのか、まずこれを確認して、規程案を提案するためには、先進自治体を調査する必要も出てくるのかなと考えております。

議会からの寄附要項案の提案というふうにやっではいかがと考えております。

4番、行政文書管理の適正化を提案。

今までの流れの中で、当時の市と相続人の交渉記録の有無を確認、あるいは、現在の市の文書管理方法を確認。

しかるべき行政文書管理を提案するための、これも先進自治体の調査が必要かと。必要があれば調査をしたいと考えております。

最終的には、議会から行政文書の管理のさらなる適正化を提案すると。

最後に執行部に提出を求める資料ということで、那珂市不動産評価審査会の議事録。これは当時の方針決定時のものを、資料を要求したいと思っております。

もう一つは、解体費及び売却額の根拠となった見積書等。これに関しても提出を求めたいと思っております。

以上、とりあえず一通りの説明をさせていただきました。

この中でまず、第1の目的であります寄附行為の概要の把握ですが、寄附行為の全容、事実を確認するため、地方自治法100条に基づき出頭要請をしたいと思います。

なお、証人をお呼びする必要性に関しましては、調査特別委員会の提案理由にあるとおりですが、証人をお呼びするにあたりまして、議長に出頭請求書を提出する都合がありますので、①証人としてお呼びする方、②証人に当日の証言の準備をしてもらうために、証言を求める事項、③お呼びする日時を決定しなければなりません。

また、質問の方法ですが、証人に対し共通して質問する事項について協議し、これを最初に、委員長が代表して行い、続いて、委員から質問をしていただきたいと思います。

さらに、お呼びして証言を求める際には、証人のプライバシーに配慮し、秘密会にすべきかどうかも含めてご協議をお願いいたします。

何かご意見はございませんか。

助川委員 2番目に、建物を解体する根拠の確認ということで、④に執行部が調査をしない場合の対処についてという項目がありますけれども、1番目の寄附行為の概要の把握に関して、証人の皆さん方が仮に出席いただけない場合も想定されると思うんですよ。

その場合にどのような形で進めていかれるのか、その辺のところも一応想定内に置きながら進めていただければと思いますけれども。

というのは今まで、総務生活常任委員会、あるいはまた全協において、参考人ということでご出席をいただきたいということを過去にも通知をお願いしておりましたけれども、

すべてご出席いただけないので、今回もそのような事態になることが想定されるため、その辺のところを考慮に入れながら進めていかなければならないと思います。

どのように考えていますか。

委員長 郵送したこと自体が、前回に関しましては、到着しているかどうか確認ができておりませんので、今回は郵送するに当たりまして、配達証明等をお願いするというので、確認をしたいというふうに考えております。

助川委員 それでも出席いただけないという場合の対応ですね。その辺をどういうふうに進めていくのかということです。

遠藤委員 意見としてですけど、確かにおっしゃるとおりで、今までが出席してもらってないですね。もらってないので、それも大いに想定されますので、まず我々としてはこの1月17日に想定される次回の日程に向けて、まず呼びをするわけだと思いますが、それにもし何らかの理由で出席してもらえないという場合は、これまず100条ですから、正当な理由がなければ出席しなければならないはずなので、その理由が示されると思うんですね。

それについて、この理由のいかん次第で、ここで協議をするというようなことになると思います。

また、1回目呼びして、それでも出てこれられない場合、もう一度呼びするということも可能だと思うんですね。ですから一度呼びして1月においでいただけない。もう一度呼びして、仮に急いでやるとすれば2月にもおいでいただけないとなったときに、2回の理由が果たして正当な理由かどうか。

そういったものを踏まえてこの委員会で協議をして、そのときの判断でいいのではないかなというふうに私は思います。

笹島委員 100条っていうのは初めてなんですけど、どれだけ強制力があるのかですね。

その呼びだししてということが1点、もう一つは、今言っていた相手が勤務、勤めていけば当然こちらへ来ていただけないのは間違いないですよ。そのような調査もしなきゃいけないでしょう。

やみくもにうちに合わせるのも結構ですけど、相手が勤務なのに、仕事をしているのに水曜日に来てくださいと言っても、仕事があるからということは理由になりますよね。

そういうものはどういう考えを持っているのか。

花島委員 まず私は100条委員会設置に反対だったんですけど、やるからには、てきぱき進めて、早く終わらせたいと思っています。

それで、調査すべきことを初めから羅列しておいて、できるだけ考えられるだけ羅列しておいて進めたらいいと思っているので、自分なりに考えてきました。

まず必要だと思ったのは、100条委員会の実施に当たる注意事項とか法的な制約とかがあるので、それはみんなの共通理解がある程度必要かと思うんですよ。

ですから、できれば議会事務局で、100条委員会ってこうなっているって何か、用意して

いただけるとありがたいというのは、まず第一です。

それから調査項目については、私なりに考えて何件かあるんですけども、ここにも書いて示されたやつがあるんですけど、どうせ調べるからには、概要というよりもかなり細かいことをちゃんと調べたほうが良いと思っています。

幾つか私が考えたのでは、まず歯科医院として使われたときから、寄附した3人に至るまでの相続資産をどのように、誰がどういうふうに関与したかということですね。それが、土地建物のほか有価証券、負債、それからほかに何か建物とかあるのか等ですね。

それから寄附した方の財政能力、年収、ここには納税ぐらいしか書いてないですけど、資産等ですね。すごい収入があったり資産があるのに、この件だけいやだっていうのは、多分納得できないと思うんです。

市の調査では、市のこの間の答弁では、それは無いという話だったんですけど、そういうものまで含めて、きっちり疑うんだったら調べるものはさっさと調べたほうが良いと私は思っています。

次が建物の危険性とか不動産の価値の調査ですね。ここには危険度の調査って書いてあるんですが、まず建築確認申請をしているはずなので、そのときの書類、図面、設計書などがあればそれはやっぱり出してほしい。それは建物の調査に使うべきだと思います。

あとしかるべき能力を持った人に安全性の調査、不動産としての価値評価ですかね。それを委託するわけですが、こちらの文書に示されたものでわからないのは、我々ではできないんですか、それは。それをちょっと後で。私は疑問に思っているんですけど。

それは置いておいて、次は寄附に至った経緯の詳細です。まず市が危険を認識した経緯、それから所有者に対処を求めたことは、いつ、何を、誰が求めたのかということ。

次が、無償寄附のあと取り壊し、更地にして売却という方針をどのように決めたのか。寄附に至るそのときの財政的な負担をどのように見積もったのか、これはここに入ってますね。寄附に至る交渉ですね。

それからもう一つは法律の解釈です。寄附に関する法律等があって、執行部と遠藤委員との解釈が若干違うということがありますので、その辺はどうかを確認したほうが良いかなと。

法律ってというのはきっちり解釈がもう一つしかないって場合だけじゃないので、解釈が分れるのがあるんだしたら、それは分かれているんだという中身を調べたいと思っています。

もう一つ、これは今までの全員協議会と違って、来てもらった方には証言してもらおうですよ。宣誓してもらわね。そういうものなので、その辺の手続きとかもきちんとやれるようにしなきゃいけないと思っています。

委員長 確かにその正規の手続きという面に関しましても、ちょっと私も不勉強なので、皆さんと一緒に確認しながら進めていきたいと思っております。

ほかにご意見ございませんか。

福田委員 きょうのこれは公開してるんですか。

(「公開している」と呼ぶ声あり)

福田委員 来月17日に開催するこの調査事項については、これはどういうふうにするんですか。

傍聴可能なのか。公開、秘密会、どちらでやるんですか。

何せ今回の100条委員会っていうのは、誰もこれ経験した人いないと思うんですよ。初めて開催される。

それでこの調査事項の範囲、いわゆる自治法にうたわれている、範囲が全く誰もわかっていない。それでいきなりこれをやろうと言っても、どこまでこの調査が可能なのか。その制約っていうのが全くわかっている人がいないと思うんですよ。

それは、なぜそういうこと言うかということ、例えばこれ、固定資産税の納付状況、これは全くプライバシーですよ。これを例えば公開してやると言ったらば、これはとんでもないことになるだろうと私はそう思う。違いますか。

事務局わかる。

事務局長 あくまでも秘密会につきましては、機関決定になりますので、この委員会の中で決めていただきたいというふうに考えております。

福田委員 これ例えば委員会で決めるといっても、例えばこの固定資産税の納付状況、こういうことっていうのは、ちょっと難しいんじゃないの。

100条委員会の調査の範囲っていうのはどこまでできるのかな。

遠藤委員 提案者なので、そこらは私も調べております。

100条委員会っていうのは、そもそも我々議会は行政に対してのチェックなので、行政全般に対して議会というのは調査ができるわけですが、この100条に関しては、行政の幅広い全般に関して調査するということはできません。

ただし、このことに関してということで、その内容については調査できるということで、だから私が提案をしたのは、この菅谷地内の歯科ビル及び土地の寄附に関すること。これに関することは包括的にできます。なので、私がこれ見た限りでは、この内容については問題ないと思いますね。

これに関して私もいろいろなところちょっと聞いておりますが、この内容に関しては問題ない。ただし、今福田委員がおっしゃったような、プライバシーに関連することは、これは気をつけなきゃいけない。なので、その部分だけを秘密会にするかとか、そういう運用は自由にできるという話です。

しかし、今回その関係者をお呼びして、話を聞いていくわけですが、その中で例えば、どうしても関連するものもあって、この部分は別にプライバシーじゃないけど、この部分はプライバシーとかっていうその線引きがどうしても話の質疑の中で難しければ、そこでもう、始めから最後まで、関係者に話を聞くときは秘密会にしておこうとか、そうい

ったことをきょう決めればいいのだと思いますね。

何となく私の感覚では、相続人3人及び1人の代理人、これは前の元職員の方が1人の方とは直接ずっと話をしていないということだったので、代理人ということだと思いますが、そういう方々をお呼びして話を聞く間は、これはもう全部秘密会にしたほうが無難なのではないかというふうに思います。

秘密会なので、これに関連することは全部聞けます。

ただ、秘密会ということで十分に配慮をするということだと思いますし、関係者の一人一人の話を聞き終わったら、執行部との話は、これは秘密会にする必要はないとは思いますが、そこも皆さんのきょうのご意見をいただきながらやるということだと思いますね。

福田委員　すると先ほど話が出ましたけど、関係者、いわゆる1月17日に出頭要請すると言ったけれども、これなんらかの理由があれば欠席、その場合に再度今度2月というようなお話が先ほど出ましたよね。

これもやはり再度、都合が悪いと、何らかの理由が、正当性のある理由があって出頭できない。仮にそういうことであるとしたら、またこれ再度要請する日程を決めてやっていくんですか。これは非常に難しいと思うんです。どこまでの拘束力があるか。こういうこともあると思うんですよ。

これ例えば、裁判なんかでも、参考人とか、そういう場合ってというのは、やっぱりそれなりの理由があれば、欠席可能なわけでしょう。

ただやっぱりその案件について、いわゆる出頭しない場合ってというのは、不利になる可能性はあるかもわからないよね。でも、なんらかの理由があれば、これ欠席ってのはやむを得ない。

法律的にそういうふうになっていると思うんですよ。そういう場合にこれどうするんですか。何回要請しても、何かの理由があって、正当性のある理由があって欠席という場合には、先に進めない。そういうことも考えられる。

その辺をどういうふうにしていくのか。そういうこともやっぱり検討する必要があるのかなと。

ですからそれには、先ほど言ったように、調査の範囲というのは、どこまでできるのか、そういったその規定内容が、我々全くわからないですよ。

遠藤委員　先ほど申し上げたとおりです。

ですから、この調査事項の範囲を逆に今我々で協議しているところですね。どこまでこの委員会でやりましょうかというのを今これから議論するんです。

先ほどの話は、前の全員協議会で、萩谷委員からも私、提案者ということで聞かれたことがあります。

呼んでも来ない場合どうするんだ、確かにそれも的確な指摘なんだというふうに思っ

おります。ただそのとき私も答弁差し上げたのは、これから調査することであるので、まずやってみる。お呼びをする。

来ていただければ問題ないんですから、たればの話はこれからでございまして、まず議会は調査権限を有しているわけですから、市民の代表として、疑義があるものに関しては調査をするということで、来なければどうするんだというよりは、まずお呼びをする。それでいいんだと思います。

1回呼んでも来ていただけない、2回呼んでも来ていただけない、そのときにその議論はしたいなというふうに思いますので、我々の法律的に許されている権限を駆使して、しっかりと行政が適正に執行されているのかどうか、これは我々が市民から負託されている調査権限、権能だと思いますので、しっかりとそれを駆使してやりたいなというふうに思っています。

なおかつ、法律上はですね、先ほど笹島委員からもありましたが、この権限はもし正当な理由がなければ、6カ月以内の禁固、もしくは10万円以内の罰金ということで明確に規定をされていて、罪になります。

そういった権能を有している調査委員会での、これは来てくださいというお願いというよりは、法律の文言で出頭要請というのは、法律の文言です。それだけ厳しい文言でございまして、それについてどういう理由で、もし来れない場合は、来ないのかというのは、またほかの前例も十分に吟味をし、検討しながら、我々の方向性をみんなで協議したいというふうに考えております。

福田委員 その文言は、いわゆる出頭しない場合はそういう罰則があるよと。だって、例えば正当な理由があった場合には、どうにもならないでしょう。だって本裁判だってそうですよ。裁判だって理由があればもうそれは認められるんだもの。いくら100条とは言いながらも、そこまでの拘束力はないと思うんですよ。

それともう1点は、例えばこの代理人が出頭したと。そして、それに対するこの各自からの関連質問、その関連質問もどこまでできるのか。我々が。そういうこともあると思うんです。

非常にこれは難しい、各自のプライバシーも当然絡んでくる、それからその範囲というのがね、なかなか難しい。

例えば、これは今回の調査事項ということで、まず議会は、先進自治体の100条をやったところ、そういうところの調査、それが先と違いますか。そういうことを我々がいろいろ内容を調査して、そしてそれからこの今回の100条にいくというのが順序と違いませんか。

笹島委員 今回、一つ一つ、1番から4番までどうするかっていうことを決めていかなければいけないんで、時間が幾らあっても足りないと思うんで、1番については、委員長、17日でもいいのかどうか、秘密会にしたらいいかどうか、そういう順序で進めていってください。

委員長 要するに出頭要請に応じなかったときにはどうするんだっていう心配ももちろんつい

てくるんですが、とりあえず、100条委員会が立ち上がったわけですから、法律のもとに許される行為を粛々と進めるということで、進めていくしかないのかなと考えます。

とりあえず、まず寄附行為の概要を把握するというので、まずこの日程の件なんですけど、とりあえず平成30年1月17日に臨時会があるので、臨時会の終了後に予定してはどうかということで、案をつくってみたんですが、この件に関しましてはいかがでしょうか。

日程に関して。

花島委員 第1案としてはいいんですけども、先ほどいろいろな意見があって、出頭してくれない場合どうだっという話がありましたよね。

1月17日に来てくれってやって、都合悪いという話で、例えば病気で全然出られないとか、そういう話だったら、それはしょうがないですけど、その日が都合悪いっていう場合もあるわけですよ。

だから、単に要請書を送るだけじゃなくて、17日はそれでいいですけど、その後に関しては、ちゃんと連絡をとって、いつだったら来れますかとかそういう中身を詰めないで、それはいくら我々が権限があるからといっても、そうしないと良い対応ではないと思います。

もう一つは、調査項目は我々が調べたいことはもうこの場で全部挙げてしまったほうが私はいいと思っています。ただ、法律の制約とかその他で、できないことは後から切っていくと。

福田委員おっしゃるように、最初に私が言いましたように、100条委員会で何ができるのか、それから、この件に関して何を逆にやってはいけないのか等もあるので、それはやっぱり共通認識したほうがいいですよ。そうでないと、本当のアクションには入れないと私は思います。

私も議案の提案があってから、ちょっとネットで調べて、半日くらい調べただけなんで、詳しいことがわからないので、できれば事務局に整理してもらって、こういう制約がありますとか、そういうのをちゃんと、これができますも含めて、みんなの共通認識にしないと話がそろわないと思うんですよ。

それはぜひ早急にやってもらいたいと思います。それが事務局じゃなくて、この中でやれというなら、誰かが調べて、やるべきだと思うんです。

この件に関しては、私はなるべくてきぱきと進めたいと思ってるんですよ。だから並行に進められるものは並行に進めて、やっていきたいというのが私の考えです。

以上です。

副委員長 出頭できない場合のことは、今花島委員からあったとおりでと思うんですね。

議会がこの日、例えば臨時会があるから、言葉は悪いですけどついでにこの特別委員会をやりたいていうのは、我々の都合でしかないわけで、だから、例えば17日はこのままやらせていただくとして、時間は後で皆さん決めていただければいいと思いますけど、例

えばもしだめな場合には、理由っていうのを、その書式がちょっと、出頭要請の書式がわかりませんが、出頭できない場合の理由とか、いつだったら、例えば土日だったらいいですよとか、そういう場合もあると思うんですね。

今回関係者これ4名になっていますけど、4名が同時に、こちらの指定した時間に来れるかどうかはわからない。ですから、その辺も何曜日の何時ぐらいだったら来れるんですかというようなものを書いていただくとか、そういうことで、場合によっては、お1人しか来れない。お1人が4回。都合があるかと思うんで、そういう都合に我々が逆に合わせなきゃいけないという、その辺を譲歩できるのかどうか、その辺もちょっとご協議いただけたらなというふうに思います。

助川委員 それから、最初の寄附行為の件に関して、これは個人のプライバシーにかかわることが、どうしても出ることが想定されますので、この時点においては秘密会でお願いできればと思うんですけど。

委員長 ほかにご意見ありませんか。

君嶋委員 花島委員からも話がありました100条委員会についての手引きとか、内容については、皆さん、私も初めてですけど、議員になったときに、多分資料として冊子はもらってると思うんですね。

その中にもいろいろな内容等は書いてありますので、それをきちっと皆さん読んでいただいて、その中で進めながら、わからないところは皆さんで協議していく、そういう形がいいと思うんです。

事務局にとか、この委員にじゃなくて、多分資料等ありますから、花島委員はネットで調べたと言いますが、私らもそういうものを見ながら、どんなふうに進めたらいいのかわかっていうのを今、自分なりに考えているわけなんで、その辺はそのようにしていただければなと思います。

福田委員 我々が手にしている資料というのは、99条からですよ。古いやつですよ。

今法律が変わったよね。100条っていうのは、過去はいきなり100条じゃないですから。そういうのは手にしてますよ。

だけど、今度の新しい法律になったやつ、その資料っていうのは、100条からいきなりいけるんだよね。そういうふうに法律が改正されているんですよ。

遠藤委員 そしたらあくまで提案者なのでという理由で、まず法令的なこと、あと例えばその法令に書いていない、もっと平たく言ってしまうと、せっかくおいでいただいた方への礼儀礼節的な言葉遣いとか、そういうところまで含めて、これはそんなに全国にやっぱりそんなに100条って例があるわけじゃないので、ある意味那珂市議会が、きちっとそういったものをつくっていくというふうな観点から、そういういろんな法令的なものとか、礼儀礼節や、いろんなものを含めてちょっと私のほうで原案的なものを作らせてもらって、今度その日程が来るまでの間に、これぐらいは一応那珂市議会として、呼び出した方に対し

での考え方とか、あとどこまでできるかとか、そういったところをちょっと原案としてつくらせていただいて、なかなかその及ばないところはあろうかとは思いますが、そういう努力はちょっとさせていただければ、それで議論が先に一步でも進むのであれば、丁寧にはやりたいなというふうに思いますが、いかがですか。

委員長 そういうことでいかがでしょうか。

笹島委員 先ほどから何回も言ってるんですけど、本日のキーポイント、まず1月17日に出頭要請をするのか、それから秘密会をするのか、それをちょっと決めてください。順序良く。

委員長 日程、平成30年1月17日ということと、その際、秘密会で開催するかどうかという、この2点に関して、皆さんのご意見をちょうだいしたいと思います。

勝村委員 これ、1月17日もいいけど、この時間的なものが、臨時会終了後ですよ。ということとは時間的なものがありますよね。相手の方に通知を出すのにも、何時に来てくれるという。それもありますから、時間も配分しなくちゃいけない。

それと、私は秘密会がいいと思っています。プライバシーもございますからね。

委員長 あくまでもこれは案なんですけど、一応4人の方をお呼びするというので、臨時会が10時からですから、11時からお1人、30分後の11時半からお1人、お昼を挟んで13時からお1人、30分後の13時30分からお1人ということで、4名の方を時間をずらしてお呼びしてはどうかという案がございます。

いかがでしょう。

4人同時にお呼びして、交錯しちゃってもどうなのかな、だからお1人お1人時間をずらして、お話を聞かせていただいたほうがスムーズに進行するのかなという思いで、こういう案をつくってみたんですが、いかがでしょうか。

助川委員 それは4名の方全員がご出席いただけた場合の案ですよ。

委員長 もちろんそうです。

助川委員 もし全員の皆さん方がおいでいただけない場合には、流会とするんですか。

委員長 その辺につきましても皆さんのご意見をちょうだいしたいと思います。

遠藤委員 この間の全員協議会で、議長名でお呼びしたときは、相続人のお3方のうち、2人は理由があって来られないという話の連絡を事務局がいただいていたんですよ。

もうお1方は何の連絡もなく、欠席だったんですね。

なので、その運用上ちょっと困った部分がありますので、例えばお呼びをしたらその出席か欠席かは事前にご連絡をいただければいいと思うんですよ。

そうすると当日どなたが何名来られるかわかるので、当日の運用は組みやすくなるんじゃないかなというのはあります。

なのでお呼びするにあたって、何日までに出席か欠席か、ご連絡を合わせていただいて、あと先ほど副委員長おっしゃったようなご都合ですよ、その方の曜日、時間的なご都合ももし事務局のほうでお聞きできるような文書にしてやっていただくと。少なくとも当日

は来られるのか、来られないのか、何名来られるのか、それによって今の11時だか12時だかって、それはわかると思うので、そういう組み方がいいと思いますね。

秘密会にするときのやり方は、判断としては、公開にすると、傍聴者の方もおられる可能性があるのですが、この時点から秘密会ですよと言ったら一旦退席願うしかないですよ。

またオープンにすると言ったらもう一回入ってきてもらう。また、この部分は秘密会で言うとまた退席願う、こういう感じになっちゃうので、そういう運用に途中から切りかえる場合はならざるを得ないので、だから最初から最後まで秘密会にしたほうがいいのかなって、私申し上げたのはそういう意味です。

福田委員 秘密会じゃないとこの項目にある固定資産税の納付状況なんかできないよ。

遠藤委員 そうですね。そういった意味ではやっぱり議会としては、なるべくこれはきちっとした運営をしなきゃいけないと思うので、そういうことも含めて、秘密会がいいかなと思っております。

委員長 ほかにご意見ございますか。

笹島委員 遠藤委員、この前要請したときに、来られなかった理由というのは聞いているの。

事務局長 この間3名の方に通知を出しまして、2名の方は仕事の都合上来られないということでお返事をいただいています。

あと1つ今の話で、この証人でお呼びする場合、必ず先方のほうに出さなくちゃならないのが、証人の方のお名前、それから先ほど委員長のほうからありました、証言の準備をしてもらうための証言を求める事項、それからお呼びする日時、日にちと時間を指定しなければなりませんので、やはりもし来られないような場合であれば、最初に時間を決めていただいて、その時間については休憩とか、そういった方法を取らざるを得ないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

笹島委員 私も先ほど言ったでしょう。相手は働いてるんだけど、仕事を休んでまで、来てもらう強制力はあるのかどうか。向こうの意思次第だと思うんですけど。

そこのところはどういうふうに考えるのか。

遠藤委員 ちょっとそこらのところは私もわからないですね。

とりあえずこの間は任意的なお願いでおいでいただくというふうなことでしたので、今度100条でそこまでがどうなのかっていうのはちょっと、これからも調べますけども、なかなか難しいかもしれませんね。

ただ、我々としては、とりあえずやることをしっかりやるということで進むしかないと思いますから、その判断はやっぱりこれからちょっと前例を確認します。

花島委員 仕事が忙しいからなんていうのでは、欠席する理由にならないはずですよ。性格からいって。

要するに普通の会社、私が勤めたところなんかは、公民権の行使とか、逆に公的な義務

を果たすために休むというのは、いわゆる特別休暇なり何なりで認められています。ですから、普通認めらるべきものですね。

ただ、この日じゃなきゃならないっていう、さっきの話ですけど、我々としてはないわけなんで、それは証言者に配慮すべきだと思っています。

ついでにもう1つ、証言を求めることばかりが、特に3人の寄附した方にばかり焦点になってますけど、それとは別にできることがあるので、やりたいのですが、例えばさっき私が言いました、建物がどういう建物なのかっていう、書類上のものなんていうのは、提出を求められると思うんですけど、そういうふうに決めていただきたいんです。

私が見せてくれっていうのはできますが、それは議会で出すことにならないので、この調査委員会の中で、先ほど言いました、建築確認申請のときの書類とか設計書とか、そういうのを見れば、見る人が見れば、これはもう昔の基準で全然、今日の耐震基準が合わないとか、わかる場合もありますので、その辺を決めていただきたいと思っています。

委員長 執行部に提出を求める資料に関しましては、案の一番下に2つ一応書いてあるんですが、必要書類に関しましては、追加が必要であればここに追加したいと思います。

花島委員 それで、私が言いましたのは、建築確認申請とか関連書類です。それをぜひ加えていただきたい。

委員長 わかりました。

それでは、日程と秘密会にするかどうかに関しまして、ほかにご意見がなければ決したいと思うんですけど、いかがでしょう。

日程に関しましては、平成30年1月17日の水曜日。会議は秘密会ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 時間は、さっきの案の時間で4名の方に通知を出すということによろしいでしょうか。

臨時会は10時ですよ。この委員会は、最初はスタート11時で。

どなたに何時にっていう指定に関しましては、正副委員長にご一任いただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ありがとうございます。

会議の進め方に関しまして、秘密会でやるということによろしいですね。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 あとはその具体的な質問の内容なんですけど、それをここで皆さんにお諮りして検討したいと思うんですけど、いかがでしょう。

笹島委員 代表質問の中の固定資産税納付状況、これは本人に聞くまでもなく、収納課でわかるはずなんですけども、絶対教えてくれないんですよ。

私何度も聞いたんですけど、収納してますと、手続きやってますということで。状況は

どうなんだと聞いても教えられませんと。だから、本人じゃなく、収納課に聞けばわかる。

ただ単に、通知一本出してるだけで、ほったらかしにしているかもしれない。

以上です。

花島委員 先ほども言いましたが、相続は、何を相続したのか。この間の市の当時の担当職員の話では、そもそも借金まであったという話なんですよ。だからその辺を確認したいと思っています。

この件に関しては、寄附した3人が処理する能力がないっていうのが一つのポイントなので、調査するならですよ、私は一応市の職員の証言を信じてそれでいいと思ったんですが、調査するとなったら、それはやっぱりきっちり調べなきゃならないので、そういうこともまさにプライバシー、どのぐらい財産を持っているんですかとか、そういうことも含めて聞かないと、固定資産税の納付状況だけでは全然足りないです。

特に何を相続したのか、借金とか有価証券とか、そういうものもすべてどういうふうに相続したのか。

多分父親が亡くなったときにずるずるしておいて、それで、最後、母親も亡くなって初めて処理しようとしたんだと思うんですけどね。その辺も含めて、確認しなきゃいけないと思っています。

書いた紙がありますので、さっき言ったことも渡せますから。よろしくお願いします。

早く進めて、決着をつけたいと私は思っています。

委員長 ほかにございませんか。

遠藤委員 花島委員がおっしゃったとおりでいいと思いますね。

まず図面を持ってきてもらうように要請していただきたいと思います。当時の図面ですね。関係書類、建築確認申請時の図面、書類。

あと本来は我々もプライバシーの部分で聞きたいというわけではなかったんですけど、執行部のほうであまりにも本人たちの資力がないから、資力がないからってもう何遍も聞いているので、本当にないかどうかの確認はやっぱりしなきゃいけないんだろうというふうに思います。

そういった意味では、ご本人たちの資産の内容とか、あとは何を相続したかっていう内容。あとは寄附に至る話し合いの交渉過程、経緯と内容、あと寄附と解体の内容。どういいう話を当時の市の担当職員としたのかというのをお聞きしたいということでして、私も提案理由で申し上げたように、今まで私たちは市からしか話を聞いておりませんので、それを相続人の方の口からきちんと、今までの内容を確認したいということですので、具体的に言うと、今花島委員がおっしゃった、その内容にある意味尽きるのかなという感じもいたします。

副委員長 今遠藤委員がおっしゃったように、そういった基本的な、これまでの経緯、そういったものは委員長のほうから代表質問をさせていただいて、それであと当日は、ご本人の

方々から証言といいますか、ご答弁があるわけですから、それを受けて、委員長が聞かなかったことに対して、皆さんがたが再質問するという形を考えているわけですが、そういう感じでどうでしょうかね。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

花島委員 今基本的に秘密会にするということを決めましたよね。ですから相手にその旨を通知しておいたほうがいいと思います。

委員長 わかりました。

それでは1番の寄附行為の概要を把握するというあたり、日程、それから会議の形態、質問の内容等について大分ご意見をちょうだいしましたので、続いて、執行部との再質疑応答という件なんです、これに関しまして、皆さんのご意見をちょうだいしたいと思います。

4名の証人の方の後に市の執行部のほうと質疑を確認するという作業を計画したいと思うんですが。

遠藤委員 これはちょっと確認なんです、100条委員会内で出た証言に関しては、例えば間違ったこと、偽証をしたような場合は、後で罪に問われるというようなことが法律には書いてあります。ということは、これは証言していただく皆さんは、最初に宣誓か何かをするんですよ。

ということは、関係者の方はさることながら、執行部もやはり宣誓をしてもらって、質疑をするというようなことに統一するんですよ、多分ね。

となると、限定されるんですかね、今までは例えば、市長や副市長や答弁していただいた方以外にも、関係職員が出席しておりますけど、これは、話をする人しか入れないのか、それとも入ってもいいけど、話す人は宣誓をした人に限られるかっていうと、これっていうのはどういうふうになるんですって。

事務局長 証人として呼び出す場合には、必ず指定しなければなりません。ですから先ほど、説明したとおり、呼び出す方、それから証言を求める事項、呼び出す日時を決定しなければなりませんので、証人として出ていただく場合には、こちらで決定して出さなくてはなりません。

遠藤委員 入れないのであれば、私も今までの全協の記録を確認しておりますけども、この件に関して執行部で答弁をしている方は、4名程度なんですよ。

市長、副市長、税務課長、市民生活部長、この4名ですね。

なので、呼び出すとしたらこの4名でいいと思いますが、これに関しては一人一人ではなくても、みんな一緒に入っていただいても私はいいいんじゃないかなというふうに考えておりますけれども、どうでしょうかね。

委員長 いかがでしょうか。

小宅委員 今までの全協のやりとり、皆さんご存じだと思うんですけど、その4名が証人とし

て何か証言できる可能性は低いんじゃないかなと思うんですね。

わかりません、存じ上げませんがちょっと多かったので、それはちょっと100条委員会として証人として呼ぶという形はどうかかなと、ちょっと疑問があるんですがどうでしょう。

遠藤委員 おっしゃるとおり、今までそうだったんですが、前回元職員の方の話をお伺いし、今回は相続人の方の話を聞いた直後ですので、どうも今まで聞いた内容と違うんじゃないかというふうな部分が出てきたりしたら、改めてそこで執行部にお聞きする必要が出てくると思うんですね。

なので、当日どういうふうな出席状況になるかわかりませんが、少なくとも、私としては、元職員の方がこの間来られて聞いた話で、初めて聞いたこともあるので、それについて執行部とまだ質疑をやっていませんので、私としては聞きたいことは今の時点でもあります。

さらに、この1月17日に4名の方が来られて、また新たなことが聞ける可能性だってあるわけなので、それを踏まえて執行部の方に確認するということは意味があると思っています。

小宅委員 確認とかやりとりのあれはいいと思うんですけど、証人として呼び出すかどうかという部分ですね、その執行部の4名の方を。それはちょっと違うんじゃないかなと思わざるを得ないんですが。

例えば市長は別として、当然副市長は当時の関係者ではありませんので、わからないと。市民生活部長も当時、何課にいたかちょっとわかりませんが、当事者ではないと。ということであれば、当然普通に考えれば、そこに証人として呼び出すのは、元部長、元課長という形になるんだろうなと思うんです。

それで、いわゆるこの間一回聞いてますけれども、その新しい証言を聞いて、この間聞いたのと、ここはどうなんですかって聞くのは、当然そっちだと思うんですね。

いかがでしょうか。

委員長 現職じゃなくて当時のという話ですね。

どうでしょう。

花島委員 まさにそうなんですけど、ただ、私はそもそもこの100条委員会に反対だったんで言うんですけど、それ再確認だけですよね。

それだったらね、前に言ったことの。基本的には。それを責任を持って話すということだから、やっぱり意味は、本当に私はもし本当に突っ込んで調べるのなら、さっき言った、本当に負担能力がなかったのかっていう、その1点に尽きると私は思っています。

負担能力がゼロと100%の多分間でしょう、きっとね。

だからそのあとどう考えるかは別なんですけど、その状態を知るっていうのが、第一なんで、どこかでとんでもないそうをついでいるとかいうのなら話は別ですよ。

私はでもそんなこと疑っていないので、聞くならそうだけでも、ただ、もっと具体的なことを聞きたいですね、どうせなら。

例えば、前の持ち主が、処理能力がなかったと。それはなぜなんだと。なぜそういうふうに判断したのか。それを具体的な、例えば資産を聞いたとか、調べたとか、そういうのをやらないと、前言ったことの確認だけだと私は思っていて、どうせやるならの話ですけど、ちゃんと今言ったその部分を聞かないと、何のために100条委員会を開いたんですかという話になると思います。

萩谷委員 私は花島委員と同じで、そうしないと、今までやっていた全員協議会と変わらないような流れになってしまうんじゃないかなと思うんですね。この感じでは。

やっぱり花島委員が言ったように、その根本のものがどうだったんだということを知ることが、一番だと。いろいろなこと並べてありますよ、確かにいろんなことがありますけども、基本はそこかなと私は思います。

以上です。

副委員長 どなたをお呼びするかは皆さんいろいろご意見ございますけど、仮に同じ方に同じ質問をしても、それは全く意味が違うと思いますよね。

今までの執行部と議会とのやりとり、質問に対する答弁とは今度は違いますからね。今度は証言ですから。ですから、同じ質問であっても、同じ方であっても問題ないというふうに私は個人的には思ってますね。

それで、花島委員のおっしゃるような方にそういう質問をすべきだと私も思います。

小宅委員 あと方法論の話なんですけど、その個人資産を算定するっていうのはちょっとどなたにどういうふうにお願ひすればできるのか、ちょっと私の中では想像がつかないんですけど。

本人はありません、私はこれだけしかもらってませんって言われたら、それに対して、こっちはそれ以上突っ込めるのかなという疑問が一つあります。

税務署でもない限り、なかなか個人の資産って算定できないんじゃないかなというふうに思うんですけど、何か方法があるんでしょうか。

遠藤委員 そこに関しては、我々が調査する、判断するというよりはまず、執行部が今までの答弁で資産がないと判断したからもらったんだ、判断したから無理だと思ったんだということだったので、なぜそういう判断をしたかの根拠を出せということなんです。根拠を示せと。

我々は執行機関ではなくチェック機関なので、当時の市の執行部が適正な執行をしていたかどうかのチェックをすることに尽きるんですね。

だから、執行部側はないと踏んだから、そういうふうにつて言うので、じゃどういう根拠でどういう調査をして、ないと判断したんだっていうことを聞かなきゃいけないですね。

これも、ただ基本は行政の継続なので、当時のことを知っている職員がいなければ、今

答えられないっていうのはおかしい話なんです。これは誰が辞めていこうが、今の行政が答えなきゃいけないのがもう大原則ですから。

ただ、本当に今まで何回やっても、当時のことがよくわからないなんて、ていたらくな答弁をしていること自体が本当は恥ずかしい話なんです。

ただ、どうしてもわからないというので当時の職員をお呼びしただけの話でありますから、ただおっしゃるとおり、また同じような答弁が繰り返されるともったいないので、当時の関係職員の方をお呼びするのも、これはある意味仕方ないのかもしれない。

ただこれは今の職員、今の執行部がちゃんと答弁できていないからなんです。だからそれは本当は恥ずかしい話なんです。

でもやむを得ず100条を設置するのであれば、同じこの日に元の職員、関係された方をお呼びすることは確かに、意味があるなと思いますし、そういったことを踏まえて、ただ、今の責任ある立場なのは、今の執行部なので、今後どうするかを含めての答弁をもらうには、やっぱり今の執行部を呼ばなければ意味がないので、こちらとしてはやむを得ず、当時の概要をはっきりさせるためには、当時の判断をされた方と今のこれからの責任能力のある今の執行部に両方やっぱりお聞きするしかないですよ。それしかないと思いますね。

小宅委員 ということは、その資産がなかったというのを証明する責任があるのは執行部という事でよろしいですね。

わかりました。

笹島委員 今の話に続くんだけど、なかなか人の資産というのは、わかるようでわからないよね。

税務署じゃないから、預金通帳まで見られないわけで、我々よく使う場合、納税証明書っていうのはよく使いますよね。あの中に所得税、住民税、固定資産税、国保税、それは見られないのかな。

貯金はいんだよ。貯金は隠せるから。

ただ納税証明っていう必ずこれは、株券とか何かはわからない。金塊もね。

助川委員 懸念されるのは、今度罰則等も問われる形になりますので、執行部の当時の方においでいただいてお聞きする形になった場合に、確固たる裏づけとして、会議録とかやりとりの記録等がなければ、ちょっと忘れましてとか、そのやりとりはそういう形でやったかどうか覚えていませんとかっていうような答弁をされるのが何となく懸念されるので、だから今までの形で、お答えが返ってくるとは考えられないので、その辺の判断を我々が委員会として、これが正規なものかという判断をするときに至っては、大変難しい判断を迫られると思うんですよ。それが本当なのかということの。その辺のところの判断を我々がどう下すかだよ。

この重要な判断をするときに、果たしてそう言っていたのか、おいでいただいた関係者の方々は、そういうふう感じてない、あるいは思ってたかかっていうことになる

と、どちらを真実なのかという判断をするに当たっては、非常に難しい判断を迫られると思うんだけど、この辺のところ、どういうふうに委員長考えていますか、これ。

遠藤委員 確かに非常に難しい判断になると思います。

これ裁判でもそうだし、国会のそういういろんな証言、いろんなやりとりでもそうですが、我々としては基本的にはそこでもう宣誓をして話されることなので、性善説に立って、どれもまずはそのとおりでだろうと、一回受け入れる、受け止めることがまず大事だと思うんですね。

ただそれでも食い違っているという場合は、どう判断するかはもうその出たときに、ケースバイケースで、それ次第で話をすればいいのであって、今ここで一般論としてのことを話す必要は全くなくて、実際話を聞けば、それぞれに真実を話されて整合性がとれるのであれば、それをもとに我々が判断すればいいんだと思いますので、まずこれは基本的に宣誓されて話されることなので、まず一旦性善説で受けとめるのが、ある意味礼儀でもあるし、筋でもあるんじゃないかなと思いますね。

助川委員 こちらの委員会としては、今までの経緯をそういう思いで語っていただければいいんですけども、口が重くなってしまうということが懸念されるんですよ。

間違ったことを言っではまずいということが、まず最初に頭に置いていただきながら、答弁いただく形になると思いますから、その辺のところを委員長としてはスムーズに進行をいただけるように、配慮をいただきたいと思います。

委員長 わかりました。

先ほどの要請をする4名の方ということなんですが、ちゃんと名前をここで、公表しないといけないということで。

副委員長 今執行部の話ですよ。

ですから、市長、副市長、市民生活部長、税務課長、それから元の担当部長と税務課長、この方の役職ではなくて具体的にお名前を特定しないと、きちんと出さないと、お呼びできないので、そこちょっと特定してほしいということです。

それからお呼びするには、旅費なり何なりをきちんとお支払いすることになりますから、元部長、釜石にいらしている方には、当然1泊とか、そういう旅費まできちんと負担するということになりますから、それを前提にご協議いただきたいと思います。

小宅委員 その方々に追加していただきまして、当時を全部把握されていた、当時の副市長の出頭もできればお願いしたいと思います。

委員長 現職のほうが、市長、副市長、市民生活部長、税務課長、それに当時の市民生活部長の車田さん、それから税務課長の平野さん、それと前副市長の松崎さん。7名の方をお呼びするということがよろしいですか。

遠藤委員 現在の市民生活部長っていうのは、確かに答弁はしているんですけど、当時の全協の答弁では、今後の空き家条例の制定はどうなってるんだみたいなことに関しての答弁な

ので、もしかしたらこれは要らないのかなと思いますので、市民生活部長は要らないかな
っていうふうに私は思っておりますが、どうですか。

委員長 いかがでしょう。

呼ばなくてもいいのではないかというご意見に対して。

遠藤委員 確かに当時という話になってくると、元職員の部長、課長って、この間おいでい
だいたお2人だけなんですか。

本当に寄附を決めたときの部課長ってあの方々なんですか。寄附を決めた当時の部課長
さんて、もしかして違う人なんじゃないんですか、そもそも。

当時の寄附を決めたのは平成27年5月ですから、2年前に担当部課長だった方を呼ぶ必
要がありますよね。

これは誰なんだろう。氏名わからないけど、それがあの2人だったんですかね。

(「そうだろう」と呼ぶ声あり)

遠藤委員 であればいいんです。

福田委員 そういう意味で呼んだんじゃないの、この前。

笹島委員 不動産評価審査会って開いたのは何年だったっけ。

(「28年4月18日」と呼ぶ声あり)

笹島委員 28年、このときに寄附行為云々というのを決めたんだよね。部長がね。

その人たちはどうなのかな。呼ぶということは。

(複数の発言あり)

笹島委員 そう、記録を見てからね。そうだね、あまり呼んじゃってもね。

委員長 今、現職の市民生活部長は、呼ばなくてもいいんじゃないかというご意見に関しまし
ては、いかがいたしましょう。

呼ばなくていいですね。1名削って6名ということで。

現職の市長、副市長、それから税務課長、元部長、元課長、元副市長の6名というこ
とでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 6名ということで決定いたします。

さっきの一番最後は13時半ですから、14時からでよろしいですか。

6名一度に14時から。いかがでしょう。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 14時から6名ということでお願いいたします。

ここで15分休憩を入れます。再開を11時30分からといたします。

休憩(午前11時17分)

再開(午前11時30分)

委員長 それでは再開をいたします。

大きい2番の建物を解体する根拠の確認というところですが、これにつきまして、皆さんのご意見をちょうだいしたいと思います。

その前に、執行部に提出を求める資料ということで、一番下のところの米印に2件ございますが、この2件、あと先ほど花島委員から1件追加がございましたが、執行部に提出を求める資料の件につきまして、先に確定したいと思うんですが、

副委員長 先ほど花島委員は、執行部ではなくて、所有者が持っていれば持ってきてほしいということじゃなかったですか。

花島委員 いや。

副委員長 執行部でよろしいですか。

わかりました。ただ執行部が持っているのか、所有者が持っているのか。

花島委員 確認申請のときの書類があったと聞いています。財政課のほうに。

多分ないはずないんです。最低限、家を建てる時に出示しますよね。こんな敷地にこんな建物というやつ、それはあるはずなんですね。

副委員長 はい、わかりました。ありがとうございます。

それと交渉記録、これまでの交渉記録がないということでもずっと聞いていますけども、本当にあるのかないのかももう1回この場で確かめたいんで、この交渉記録があれば出してほしいということをお願いしたいなと思うんですけど。

寺門委員 あと執行部に求める資料で、ちょっと法的にはわかりませんが、業務引継書っていうのがあるはずなので、というのは、3月終わって翌新年度になって、4月の段階で寄附が評議会の審議を経て決議されているわけで、重大な事務事項ということなので、これも引き継ぎされているはずだろうということで、ぜひ提出を求めたいと思います。

市民生活部長、それから副市長、財政課長、新旧の。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

遠藤委員 今気づきましたが、関係者の中に代理人の方がいらっしゃいますね。

代理人ってこういう重要な交渉をするに当たって、どういう権限を有して、そういう成人に対しての代理を認められるかっていうことなんですけど、恐らく委任状なり何かしら、例えばその本人さんとの身分関係の書類を提出して、本当にこの人の代理として話をしているんだという確認を取った上で交渉に入ったはずなんですよ。

そうでないと、いや私この人の代理をしますから、じゃ私がやりますなんて、口約束ではできないはずなんです。なので、代理人の方と交渉することになった権限、もとの確認の書類が絶対あるはずなので、それも証拠書類として要求したいと思います。

委任状、もしくは本人との関係を示す書類、戸籍とかそういったもので確認をとったはずなんです。本人確認。

今窓口で何の書類を取るにしても、我々だって本人確認を必ず取られますから、委任状、

もしくは本人確認ですね。

委員長 ほかに。

笹島委員 先ほど言った納税証明書かな。

委員長 所得証明。

笹島委員 所得証明ね。

委員長 今の所得証明はどなたの分を請求されますか。

笹島委員 相続人だよね。

委員長 相続人3名の方。

今の所得証明なんですが、どなたに依頼をするのかっていう話なんですが。

笹島委員 執行部。

委員長 そうすると、私の知る範囲では、所得証明っていうのはご本人が申請しないと取れないので、例えばご本人以外の方が取るのであれば、当然委任状が必要になってくると思うんですが。

笹島委員 証明書はね。証明書じゃないやつ。所得記録書っていうのかな。記録ね。

委員長 証明書ではなくて、記録ということですね。

笹島委員 そうです。

委員長 那珂市に住所がないとだめですって。

笹島委員 今はどこに住んでるかわからないけど、那珂市に住んでたとき。

委員長 証明というわけではなくて、その数字が確認できる内容の書面が取れるかどうか。

遠藤委員 今の意味は、当時寄附をもらったときに資力がないからっていう話なので、寄附をされたときの相続人3人の所得の状況を知りたいための証拠書類ですよ。去年のその時点での所得証明でいいんですよ。

寄附をもらったときのときの状況を知りたいわけでしょう。そしたら寄附を受けたのが昨年3月末なんですから、3月末の時点での本人たちの所得証明が取れば良いということですよ。

でもそれは職権で取れるでしょう。職権で。だって行政の情報が入っているわけだから。

それは申請して取るものじゃなくて、行政が持ってるでしょう。

小宅委員 さっきの遠藤委員の話からのあれですけど、結局所得がこれしかないから無理だったよねって判断するのはこっちじゃないと思うんですね。

向こうが判断に至った根拠を出してもらおうということにしたほうがいいんだと思うんです。何を根拠にそれを決めたのかっていう根拠書類を出してくださいということですよ。

笹島委員 ただ、裏付けを取るのに、本人も大事だけでも、こちらのほうでできる限りの裏付けを取るために、今3人中の1人は那珂市の住所にいるのかな。2人は市外のほうにいるでしょう。

それ何年前かわからないけど。ちょっとそれも調べてほしいんですけど。そこのところ

の資力の確認です。

委員長 そうすると、所得証明云々という具体的な書面の内容ではなくて、当時市が判断するに至ったその証拠書類っていうんですか、そういうものの提示を求めるといことでよろしいですか。

所得証明ということで限定するのではなくて、どうして市がご本人たちが財政負担能力がないと判断したその根拠を示してくれということですね。

ほかに提出を求める書類はございませんか。

(なし)

委員長 なければ、一応、今挙がったものをもう一回言います。

まず、記載のとおり的那珂市不動産評価審査会の議事録、それから解体費及び売却の根拠となった見積書、それから建物の確認申請書、それから当時の交渉の記録、何かあったはずだと。これを示してほしいと。

それから、業務引継書。当時の市民生活部長あるいは市長と副市長の業務引継書というのが多分存在したはずだということで、これも提出を求める。

あとは代理人の方が1名いらっしゃるんですが、この代理人の方が本人の代理人になったということの委任状であるとか、あるいは本人を確認した書面であるとかっていうのが多分残っているはずだということなので、これも提出を求めると。

あと、もう1点が、ご本人の当時の財政能力が非常にないということを市が判断するに至った証拠の書類があればその提示を求める。

それと、建物の設計図というか、図面。これがあれば提出を求めると。

それでは、ただいまの執行部に提出を求める書類に関しては、以上のように決定します。

続きまして、大きい2番の建物を解体する根拠の確認ということで、建物の客観的強度調査についてですが、この調査について皆様からご意見をいただきたいと思います。

遠藤委員 提案をしたものとしてですが、とにかく提案理由の大きな柱は、事実確認、それと客観的な危険度調査をしたいということでございました。

そういった意味で調査をするわけですが、私も事務局、もしくはその他の市議会議長会のほうからも確認を取りましたが、やっぱり議会は執行権がないので、議会がどこか設計事務所に発注する、調査を委託して発注するということが、これ自体がその執行になるということなので、これがなかなか難しいんだという話でございます。

なので一応私の理解としては、議会独自での設計委託がなかなかできないので、まずは市の執行部にきちっと調査をしなさいよというふうな要請をこの委員会の決定事項としてすべきだというふうなことで考えたいと思います。

その調査に当たっても、業者はどういったところでやるのか、これもいつまでたってもやらないのでは困りますから、ひと月なりふた月なりの期限を決めて、とにかく早く発注をしていただくというようなことをこの委員会で決める必要があるのかなと思います。

そして、調査の結果が出れば、その結果次第でどうするかというのをこの委員会が出た時点で、判断をしていく。もしくはいつまでたっても、この回答期限内に調査をしなければ、どういうふうにするかというふうなこともございます。

ただ一点、調査をしない場合の対処という部分に関して言うと、例えばこれは市議会議長会からの一応お話がありました、なかなか100条という中で皆さんが真摯に議論をしていく中で、こういうことをやっていただきたいというふうな要請があれば、やっぱりこれはさらに重いものであるから、行政もこれをやる義務はないのだけれども、道義的には恐らく相当な部分でやるような必要性が生まれるのが通例、通常ですねという話がありました。

また、どうしてもなかなかやらない、やれないっていうふうな場合の対処として、一つなくはないのは、例えばこういうふうな調査をすべきだというふうな議案を出して、これをさらに我々議会で議決をするというふうなことで、そういうふうなやり方もあると。

だから、100条という重みのある委員会の中で、しっかりと調査をしていただきたいというふうな要請をしているというものをやっぱりオープンにして、それを議決することによって、自己宣言ですね、こういった意思表示を議会としても、対外的にしていくというのも一つであるというふうな話もお聞きしたことがございます。

そういったことを含めて、1,550万円をかけて壊す根拠をやっぱり示していただきたいということをこの2番目の項目でやる必要があるのではないかなというふうに思います。

以上です。

委員長 遠藤委員ありがとうございました。

ほかにございませんか。

(なし)

委員長 建物調査の件に関しましては、ただいま具体的なお話が出たんですけれども、②番にあります、今回のこの調査に関しまして、業者の選定方法であるとか、あるいは回答期限、この辺に関しまして、ご協議いただければと思うんですが。

小宅委員 ちょっと方法論の話なんですけど、これ100条の2項でいう調査権を執行して議会で調査するということはできないんですか。

事務局長 事務局のほうで若干説明させていただきます。

この地方自治法100条において、書類提出または関係人出頭の要求についての手続きについて規定しているものです。100条につきましては、ですから、これ以外の方法によって調査はできないというふうに解されております。

また議会のほうで、予算の提案、編成権、それから執行権、先ほど遠藤委員が申されましたとおり、それがありませんので、議会でその調査することはできないと思います。

小宅委員 100条2項の学識経験者等を派遣して調査することができるということはこれで当たらない。そういう解釈ですか。

花島委員 私も同じ疑問を持っています。

執行するっていっても、要するにそういう調査を発注するだけですよね。これがよくわからないですね。

それと、先ほど私が提案した書類を見てもらえば、わかる部分もあるんですよね。例えばこれは昔の基準で今の震度これこれに耐えるとは思えないというのは、それはもう現物を見なくたって、結論が出るんですよ。

それは例えば誰かに見せて、それで意見をいただく、証言してもらおうということとはできると思いますね。

いずれにせよ執行部がやらなかったら何もできないじゃないような気がするんです。

ただ、遠藤委員もおっしゃるように、我々はまずやらせてということで、それでやらなかったら、次の対応はあると私は思います。

それともう一つ、そのとき大事なのは、先ほど話した誰にやってもらうか、やらせるかですよね。

要するに執行部べったりで執行部の都合のいいことだけ言うのが間違いないような業者では困るわけで、その辺をどうやってやるかがちょっと、私はアイデアがないです。すみません。

遠藤委員 これは案でございます。

私が考えているのは、やっぱり、いろんな県内にも、一級建築士、もしくは設計事務所があります。ありますが、できればその公共性のあるというか、我々ができればこの選定にはこうしたほうがいいんじゃないかというふうな部分でいうと、公には茨城県建築士会がありますね。これは建築士が個人で入会する会です。

あと、茨城建築士事務所協会というのがあります。これもやっぱり公の法人であります。これは事務所が登録する会なんですけれども。

例えばそうすると事務所協会というある意味公的に近い法人に、例えばここはエリアでいうと那珂市はひたちなか支部というところになっていて、協会さんもしくは協会のひたちなか支部さんあたりの例えば推薦とか、こういう方が実績もあって、こういうふうなこともやっていてっていうような推薦もいただきながら、こういうところをお願いしたほうが、いいんじゃないかぐらいの提案はできるのかなと思います。

最終的には発注をどこにするかは市ですけど、あくまで我々としては、市民からどういったところに選定を要請したんだとか、どういうふうに話をしたんだって言われたときに、ある程度そういう公に近い団体のところの推薦なりそういう加盟業者なりを議会としては要請してみたっていうふうにしたほうが話は一番公平、公正明大かなっていう感じはいたします。

委員長 遠藤委員のほうから、建築士事務所協会に協力を依頼してはどうかというご意見なんです。いかがですか。

やっぱり客観的な危険度っていう立場で調査をしてくれる方でないと、先ほどの花島委員のご意見のとおりだと思うので。

事務局長 これはあくまでも契約の話になりますので、恐らく入札という形になると思います。

議会でここでやってくれとか、そういうことはちょっと難しいような気がします。ちょっと財政当局とも話し合わなければならないと思いますけども、ちょっと難しいかなという個人的な意見ですけども、そういう感じがします。

委員長 そういうことで、議会のほうから業者の選定依頼はできないということらしいので、執行権はあくまでも市のほうにあると。

ただ、要望として、客観的な審査をやってくれる方をお願いしてくれというふうなことを言うのは大丈夫ですね。記録が残るでしょうから。

事務局長 客観的な危険度、一体どういう調査をするのか、それも決めていただかないと、予算の見積もりもできませんので、その辺も含めてお願いします。

遠藤委員 例えば3.11直後にあったような応急判定ではなく、やっぱりその耐震調査です。

そういうふうな大きな地震が来たときに、この建物はどれぐらい耐えられるかというのが、I s 値でしたっけ。そういう数値で出てくるのがありますね。そういう耐震調査を依頼すると。

趣旨は、市が何遍も答弁しているように、危険だから、緊急避難的な措置として寄附を受け入れたんだという話なので、それぐらいの判断をするための根拠の数字を示せて意味なんです、これは。

なので、基本的には、あれをせざるを得なかった根拠を示せという書類として、どれだけじゃ危険なんだと、何でこういうふうな寄附を受け入れなきゃいけなかったんだっていう根拠のデータを示せという意味合いでの調査をしてくださいという意味なので、あくまでも我々は、その根拠を示せというふうなことになるんです。今回の100条は。

花島委員 根拠を示せというのは、私はちょっと違うと思っているんですよ。

だって目視でもう危険だと判断したって言ってるんですよ。だから彼らの根拠としてはそれなんですよ。

ただ、その目視だけじゃ納得できないから、我々は実際どのくらいかっていうのを知りたいのであって、それを考えたら、まず基本骨格がどのくらいしっかりしていそうなのか、耐震強度はどのくらいありそうなのか。

もう一つ大事なのは、その基本骨格だけじゃなくて、実際にもう崩れているんですよ。こんな大きなモルタルだか何かの塊が落ちてきているんでね。そういう周辺の危険度もちゃんと見てもらえないとまずい。

私前に話しましたが、基本がいくらしっかりしていたって、周りがぼろぼろ崩れているんだったら、これはやっぱり危ないので、例えば上に冷却塔があったり、タンクがあったりして、それを縛ってあるだけなんですよね。

そういうもろもろのものを、この間の陳情が言うみたいに、片づけただけで、本当に安く上がるのかって、それはそうじゃないと私は思っているんで、とにかくそういうものも含めて調査する必要があると思います。

だから執行部に根拠を示せじゃないですよ、それは。

だって執行部は目視でもう、こんなのは危なく話にならないって判断したと答えているじゃないですか、前の担当者は。

だからそれが本当にある程度妥当かどうかを調べろということでしょ。そうでしょ。

小宅委員 その見た目の目視で、モルタルが落ちてきたとか、レンガが落ちてきたなんていうのは、3.11の後どこの建物も落ちてきてたわけですね。それを放置してるかしてないかだけの話であって。

それだけでじゃ、あそこを受けて壊す根拠になるかといったら、それは違うと思うんです。見た目のその外装が崩れてる崩れてないというのは、そうじゃなくて結局中身のところでの根拠を示さなきゃいけないっていうのは、それは向こうの責任だと思いますよ、私は。

遠藤委員 それでなおかつ、今までの議事録でいうと、市長もあれはいつ倒壊するかわからないから緊急避難的な措置として寄附を受けたってもう答弁しているんですよ。

倒壊する恐れがあるから緊急避難で受けたって言うんですよ。なので、本当に倒壊するような建物かどうかっていうのは、我々が1,550万円の税金を使って壊すべきだという判断させるに当たっては、当然示すべきデータだと思いますよ。

我々が今度はあれにオーケーを出せば、今度は市民から議会があれを我々の血税を使うのに、どういう根拠をもってオーケーしたんだって、今度は我々が市民に対して根拠を示さなければいけなくなるんですよ。

ですから、それを判断するに当たっては、まず執行部に提出してもらわなければいけないデータだと思います。

花島委員 データって言いますけど、要は我々が、判断が妥当かどうかを考えたいということじゃないんですか。私はそうです。

だからどうせ調査をやるなら、執行部にあなたがこう判断した理由を示せていうのは、もう終わりです、我々が本当に危険と思うかどうかを調べたいんですよ。

そこが遠藤委員とちょっと観点が違いますね。

遠藤委員 調べたいんですけど、一切何も出てないんですよ、執行部から。

見りゃわかるでしょう、危険だから壊すんですよってそれしかないんですよ。それでは我々がこれから市民に聞かれたときに何も説明できないですよ。

見りゃわかるでしょう、危険だから壊したんですよ、壊すのに同意したんですよって言って納得してくれる市民がどれだけいるかということですよ。非常に難しいと思いますよ。

笹島委員 ちょっと切り口を変えて、もともと今言っていた最初の危険があるからということ

で寄附を受けたということで、普通だったらその調査をして、危険度判定ですか、ランク別にやって、調査をして、そういう書類をつくるわけですね、一般的にあれすれば、目視だけじゃなくね。

それを残すわけで、我々がその記録等、報告書等が残っていないから、再度、その調査をしなきゃいけないっていうのが、今回の100条委員会のこの部分のあれでいいんですよ。

だから、相手が本当はやらなくちゃいけない、科学的なデータを残さなきゃいけない部分を残さないで、ただ目視で。これ目視は誰でもできますよね。子供でも。危ないなっていう感情的なものも入りますよね。

ただデータで、何でも役所っていうのはそうでしょう。データに基づいて、A Bランク付けていって、特Aだからこれは危険度が増すから、誰々調査士が判定したからっていう、そこまで記録を残すわけでしょう、一般的に。

それが何もないから、仕方がないから、今我々がやらなきゃいけない。本当はやらなくていいですよ、こんなものは。だと思っんですけど、どうですか。

萩谷委員 また全協みたいなお話になってしまって、また堂々巡りだと私は思いますよ。

基本的には、どれだけの震度で建屋が壊れてしまうかとかというのがわかれば一番いいわけですよ。そのために調べてもらうんですよ。そこですよ。

それを何でこういう話になっていくんだか、私よくわかんないですよ。

だからそれを調べるために依頼をする。執行部に依頼するということでもいいんですよ。そうでしょう。それで済むんですよ。

何でこういう話になるのかわからないです。

委員長 ご理解いただけましたか。大丈夫ですか。

基本的にやっぱり執行部に対して、建物の耐震調査という形で、きちっとどの程度の危険度でそういう判断に至ったのか。

耐震診断でよろしいですね。

花島委員 建物の基本骨格も、それは疑問かもしれないけど、とにかく付随的なもので危なかったものはたくさんあるんです。実際私も見てきて、放っておけないと思いました。

そういうことなんです。だからそれも見て、ちゃんと専門家に判定してもらいたい。もちろん耐震診断はやるんですよ。

遠藤委員 やっぱり基本は、市長が答弁しているように、いつ倒れるかわからないからっていうことだったので、本当に倒れるかどうかの診断が、耐震診断、耐震調査なんですね。

これは建築士からも聞いておまして、これが耐震調査なんです。それをお願いすればいいんであって、付随したものっていうのは、どうなんでしょう、そこまでお願いできるのかはちょっとわかりません。

花島委員 何が問題なのかっていうと、市長が言ったのが正しいかどうかっていうのはそれはそうかもしれませんが、それだけじゃなくて実際に周辺の市民なりなんなりにどれだけ危

害が及ぶ可能性があるかっていうのが、一つの焦点なんですよ。

だからそれを抜きにして、建物の骨格だけを見るっていうのは、この100条までやって、それだけですかって私は思います。それだからです。

小宅委員 花島委員のおっしゃるその基準で言うと、市内に同じような建物がいくらでも出てきちゃいますよ。それも全部危険度チェックして、危ないのは全部市で壊していくのかっていう話になってきちゃいますので、やはりここですね、やっぱり根本的な部分としての耐震強度という部分に限定しての調査でよろしいかと思うんですけども。

委員長 12時をまわっておりますが、延長します。

花島委員 建物はあちこちにあると言いましたが、その高いところにあんな重い物がごろごろあるのが、そうたくさんあるとは私は思わない。

だから、それはあれがそうだっていうのを今我々は考えていて、ほかにあるものを放っておくか放っておかないかというのは別の話なんですよ。

あれに対する市の対処なり何なりをどうするか、あるいは執行部が判断したことがどうかっていうのを調査してるんでしょう。

だからそれが何か出たからって言って、ほかもそうだから一緒にやれって、そういう話とは全然別の話です。

小宅委員 要は、この100条委員会で証明しなきゃいけないのは、市がどうしてその寄附を受けなきゃいけなかったかっていうことを、判断したかっていうことを調査することだと思うんですね。

結局外壁が落ちる建物はいっぱいあるわけですよ。いっぱいある中で、あそこはなんでそうしたんですかって聞いたら、市長が倒壊の恐れがあるからとおっしゃったわけです。

であれば、倒壊の恐れを調査するというのが本筋であって、外壁が落ちる建物はほかにもいっぱいあるわけですから。

例えば新しく下菅谷堀ノ内線、新しく道をつくりましたよ。そこの通学路に、本当に瓦がいつ落ちてきてもわからないような危険建物があります。ありますけれども、それはそのままですよ。

そういうのを一個一個拾って行って、じゃあそれも市に寄附しますかってやれないですよ。

今回市に寄附したっていうのは、倒壊の恐れがあるからって市長はおっしゃったわけですから、その倒壊の危険性がどのぐらいあるのかっていうのを調査するのは当然の話だと思います。

花島委員 私は倒壊の恐れを調査しろとは言っていないです。

それはやった上で、その危険度を見ろと言っているだけの話ですよ。それを何か話をすりかえてますよ。

小宅委員 ですから、それ以外の危険度っていうのは、何で判断するんですかということですよ。

見た目危なっかしいよってという判断だったらいくらでもありますよっていうことを申し上げているんです。

花島委員 そんなこと言いましたか。どれだけだったら判断するかっていうことを言ってませんよ。

例えば震度幾つだったら、これが、ここに置いてあるチラーが落ちますとか、手すりのこんなになってただ乗っかっているだけのコンクリートブロックが落ちる可能性がありますとか、そういう報告書で十分じゃないですか。

我々が絶対安全、絶対危ない、それを報告書に書いて欲しいわけじゃないですよ。

具体的にどういうことが起きたらどういうことが起こり得るかっていうことを調査の結果として提示させてもらえばいいだけです。

小宅委員 それは耐震検査ではだめなんですか。

助川委員 危険か、あるいは倒壊する恐れがあるかっていう判断も含めて、耐震度調査によって、証明されるんじゃないですか。恐らく。その専門家ですから。

だからそれをやっていただければ、今お2人が危険度合いをとという話も出ましたけど、それで、含まれてるんじゃないかと思うんだよね。

委員長 耐震検査をすれば、いわゆる総合的な危険度判断につながるのではないかというご意見なんですけど、いかがでしょう。

福田委員 崩壊とかっていうのは、どの程度が崩壊なのかっていうのを我々わかりますか。

わからないでしょう。

崩壊というのは、いわゆる骨組みは大丈夫だよと。周りの付随するもの、そういうものに危険度がある、その辺の判断というのを我々素人で、崩壊と言ってもね、どの程度が崩壊かっていうことだって、ちょっとピンとこないですね。

その判断の基準というのはいくつでわかりますか。

いろいろ議論はあると思うんですけど、やっぱりそういった細かいことまでいろいろ出てくると、なかなか先に進まなくなっちゃうんじゃないの。

ただ、一言で言えば、我々身近なところにああいう建物があった場合に、どう本人が判断するかですよ。

我々、身近じゃないから、こういういろんな議論があるけれども、我々の身近なところにあった場合には、どう判断するかですよ。そういうこともやっぱり含めた議論をするんだったらば、そういう議論をしていただきたいですね。

花島委員 私が言いたかったのは、福田委員と同じセンスで、要するに、市長が倒壊する可能性もあるって言ったから、本当にそうなのかどうかって調査っていいんですかってことなんですよ。

総合的な危険度を判定すべきだという、ここまで来たら私はそう思っています。

そもそも危ないからそういう判断をしたんですよ。

笹島委員 今は別の話。100条委員会において、市長が言った倒壊のおそれがあるということを専門家に調査していただくということ。それが基本ですよ。

花島委員 そこがちょっとずれてるんです。私と感覚が。

市長が言ったからじゃない。私はあれがどのぐらい危険なのか、それを確認したいということなんですよ。トータルで。

だから市長が言ったことが、お前間違っていると言いたいための調査じゃない。結果としてそうなるかもしれないけどね。

遠藤委員 今の花島委員の話をお伺いしていると、少なくとも耐震調査には別に異論はないわけですから、まず耐震調査をお願いすると、要請するということはもう決定をしいと思えますよね。

さらにそれ以上の何か客観的な評価の仕方があるのであれば、それが例えば花島委員がおっしゃるような耐震調査以外に、どういう調査があるか今現時点で我々はわからないので、それはまた追って調べるなり、執行部にお聞きするなりして、調査の方法は議論をしてもいいと思いますが、まず少なくとも倒壊するかどうかの耐震調査だけは要請すると、それだけは決定して、きょうのところはいいと思えますよね。

委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 耐震調査を執行部のほうに依頼するというので、解体の根拠の確認ということにしたいと思えます。

それでは建物を解体する根拠の確認に関しましては以上といたします。

あと3番4番に関しましては、もう時間も過ぎておりますので、次回に協議ということで考えたいと思うんですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 それでは以上で菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会(午後0時12分)

平成30年1月29日

那珂市議会 菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会委員長

綿引 孝光